

議案第62号

専決処分の承認を求めることについて

富士見市都市計画税条例（昭和46年条例第40号）の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、その承認を求める。

平成30年5月29日提出

富士見市長 星野光弘

提案理由

地方税法の一部改正に伴い、富士見市都市計画税条例の一部を改正する条例を専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により、この案を提出します。

専 決 処 分 書

次の事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

富士見市都市計画税条例の一部を改正する条例（別紙）

平成30年3月31日

富士見市長 星 野 光 弘 印

富士見市都市計画税条例の一部を改正する条例

(富士見市都市計画税条例の一部改正)

第1条 富士見市都市計画税条例(昭和46年条例第40号)の一部を次のように改正する。

附則第17項中「第17項」の次に「、第18項、第20項」を加え、「若しくは第45項」を「、第45項若しくは第48項」に改め、同項を附則第18項とする。

附則第16項中「附則第6項及び第8項」を「附則第7項及び第9項」に、「附則第6項及び第9項」を「附則第7項及び第10項」に、「附則第7項、第9項及び第10項」を「附則第8項、第10項及び第11項」に、「附則第9項から第11項まで」を「附則第10項から第12項まで」に、「附則第11項」を「附則第12項」に、「附則第12項から第14項まで」を「附則第13項から第15項まで」に、「附則第13項」を「附則第14項」に改め、同項を附則第17項とする。

附則第15項を附則第16項とする。

附則第14項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に、「にあっては」を「には」に改め、同項を附則第15項とする。

附則第13項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改め、同項を附則第14項とする。

附則第12項を附則第13項とする。

附則第11項(見出しを含む。)中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改め、同項を附則第12項とする。

附則第10項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に、「附則第6項」を「附則第7項」に改め、同項を附則第11項とする。

附則第9項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に、「附則第6項」を「附則第7項」に改め、同項を附則第10項

とする。

附則第8項中「附則第6項」を「附則第7項」に、「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に、「にあっては」を「には」に改め、同項を附則第9項とする。

附則第7項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に、「にあっては」を「には」に改め、同項を附則第8項とする。

附則第6項の前の見出し及び同項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改め、同項を附則第7項とする。

附則第5項の次に次の1項を加える。

(改修実演芸術公演施設に対する都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

- 6 法附則第15条の11第1項の改修実演芸術公演施設について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年法律第49号）第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。
- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下この号において同じ。）又は法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）
 - (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積
 - (3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第5条第3号に規定する劇場若しくは演芸場又は同条第4号に規定する集会場若しくは公会堂のいずれに該当するかの別
 - (4) 家屋の建築年月日及び登記年月日
 - (5) 利便性等向上改修工事が完了した年月日

(6) 利便性等向上改修工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由

第2条 富士見市都市計画税条例の一部を次のように改正する。

附則第4項（見出しを含む。）中「附則第15条第44項」を「附則第15条第43項」に改め、附則第5項（見出しを含む。）中「附則第15条第45項」を「附則第15条第44項」に改め、附則第18項中「第44項、第45項」を「第43項、第44項」に、「第48項」を「第47項」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第2条の規定 平成31年4月1日

(2) 附則第17項の改正規定（「若しくは第45項」を「、第45項若しくは第48項」に改める部分に限る。） 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成30年法律第22号）の施行の日

（経過措置）

2 この条例による改正後の富士見市都市計画税条例の規定は、平成30年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成29年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。